

令和8年度京都市立丹後緑風高等学校学舎間移動バス運行業務委託仕様書

京都市立丹後緑風高等学校

1 本業務の目的

本校生徒の両学舎での部活動の合同練習等の移動手段を確保するため、受託者が調達したバスを安全に運行すること。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 運行内容

(1) 運行表については、別紙のとおりとする。

なお、学校行事、生徒の移動、気象条件等の理由により委託者及び受託者で調整の上、委託期間中に変更することがある。

(2) 運行予定日数

56日

原則として土・日曜日及び祝日を除いた水・金曜日を基本とする週2日運行とする。ただし、運行予定日数は変更することがある。

4 契約金額の算出方法

運行パターン（A、B、C）及び運行経路（久美浜学舎往復、網野学舎往復）ごとに算出する。

5 業務内容

- (1) 生徒の安全を確保するため、善良なる管理者の注意義務をもってバスを運行させること。
- (2) 生徒には、親切、丁寧、温かい心をもって接すること。
- (3) 受託者は、運行責任者を選任すること。運行責任者は、バス内の状況及び運行状況等を把握し、委託者の求めに応じて報告しなければならない。
- (4) 運行に当たっては、法定点検、日常点検等十分な車両の点検整備を実施し、点検整備記録を備えること。
- (5) 運行中に発生した事故等については、直ちに委託者に連絡するとともに、事故に係る損害賠償請求に対する処理を含む一切の処理を行うこと。
- (6) 運行中、または運行前に発生した事故及び故障により、運行不能な状態になった場合は、現地に代替車両を配備する等の適切な対応をし、生徒に及ぼす影響が最小限になるよう輸送業務を継続させること。
- (7) 運行に当たっては、委託者と事前に綿密な打合せを行うとともに、運行期間中も常時緊密な連携を保持すること。

6 運転者の要件

下記の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 中型自動車第二種免許、又は大型自動車第二種免許を有する者
なお、運転手の名簿等を委託者に提出すること。
- (2) 旅客自動車運送業務に係る事業用自動車（ただし、バスに限る。）の運転経験を1年以上有する者
- (3) 運転履歴に見合った事業主が主催する安全運転教育を受けている者
- (4) 良好な健康状態を健康診断等で証明できる者
- (5) 65歳以上である場合は、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断（適齢診断）などの結果が良好である者

7 委託契約に含まれる経費

- (1) バスの車両運行、整備等に係る一切の経費
 - ア 車両清掃用品及びその他消耗品
 - イ 燃料及び油脂類（エンジンオイル等）
 - ウ 運行に伴い発生する不調、故障等に対する全経費
 - エ 事故（自損事故、衝突事故を問わない）の際に現状復帰のために必要となる全経費
- (2) 車両の保守点検及び修繕等に係る経費
 - ア 道路運送車両法に定める点検・整備及びそれらの記録に係る経費
 - イ 点検の結果発生した整備経費
 - ウ 日常の車両の保守点検整備費
 - エ タイヤ・チューブ・チェーン等の保守点検、修理
- (3) 運行管理等に係る経費
 - ア 対人、対物、旅客及び車両等に対する任意保険料
 - イ 運行管理及び安全管理等に係る経費
 - ウ 事故、故障等による代替車両に係る経費
 - エ 事故の防止対策に係る経費
 - オ 事故の処理、交渉等及び補償に係る一切の経費
- (4) その他、委託者が負担する経費（本委託契約締結料）以外の経費

8 その他

- (1) 生徒のバス乗降のための駐車場所については、委託者及び受託者協議の上決定すること。
- (2) 受託者は、本業務を通じて得た生徒の個人情報に関する情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 運行経路及び時間については、生徒の異動状況等により委託者及び受託者協議の上、委託期間中に変更することがあるが、原則としてこの変更に伴う変更契約は締結しないものとする。
- (4) 契約に際し、委託者は本業務に関わる受託者が加入している任意保険の加入状況（補償内容等）の確認を求めることがあるので、対応すること。